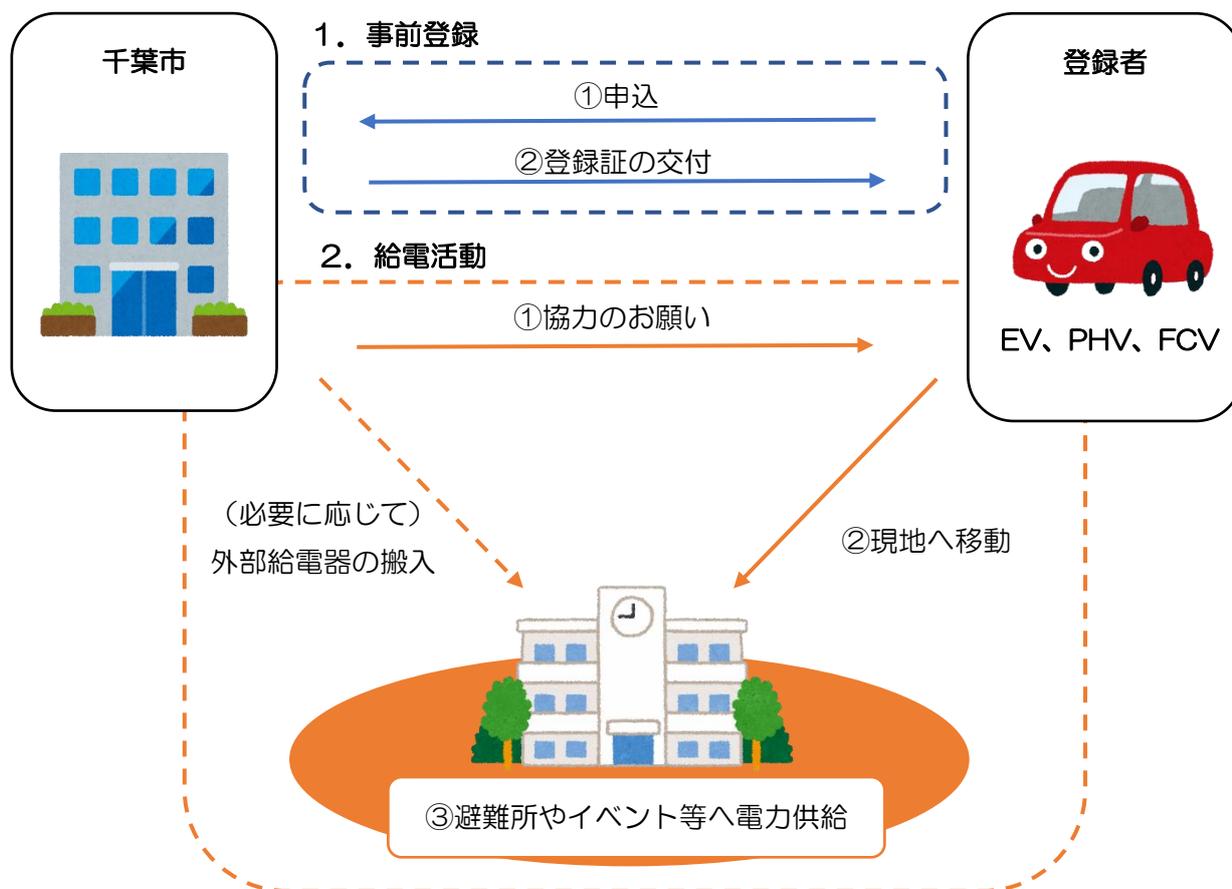


千葉市EVサポーター制度のご案内

◆千葉市EVサポーター制度とは

千葉市EVサポーター制度は、災害等による停電時に市民が所有する電気自動車等の電力を市内で電力を必要とする施設等に届ける共助の取り組みです（市民によるボランティア活動）。

外部給電が可能な電気自動車等をお持ちの方にあらかじめ登録いただき、停電時や市が行うイベント等において給電にご協力いただく制度です。



◆制度内容

1 対象車両

外部給電が可能な電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車

2 対象者

市内に在住し、対象車両を所有又は使用（※）する個人

※車検登録上の所有者又は使用者

3 市が協力をお願いする内容

(1) 市内で開催されるイベント等で電気自動車等に関する広報活動

(2) 災害等による停電時の避難所等への給電活動（活動エリアは市内です）

※協力のお願いの連絡を行うのは、(1)は脱炭素推進課、(2)は市の防災部局です。

※いずれの活動も、事前に市から制度登録者に協力要請を行い、同意いただける場合に活動に参加いただきます。

4 補償・報酬について

・EVサポーター制度に登録された方は、市の費用負担によりボランティア保険に加入します。

※活動中の事故等で、登録者本人がケガをした場合や、他人の生命や身体を害した場合、他人の財産を破損などした場合に補償される保険内容です。

※ボランティア保険の加入費用は市が全額負担します。

※補償の額・内容等の詳細はお問合せください。

※補償の対象となる活動には、自宅等と活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。

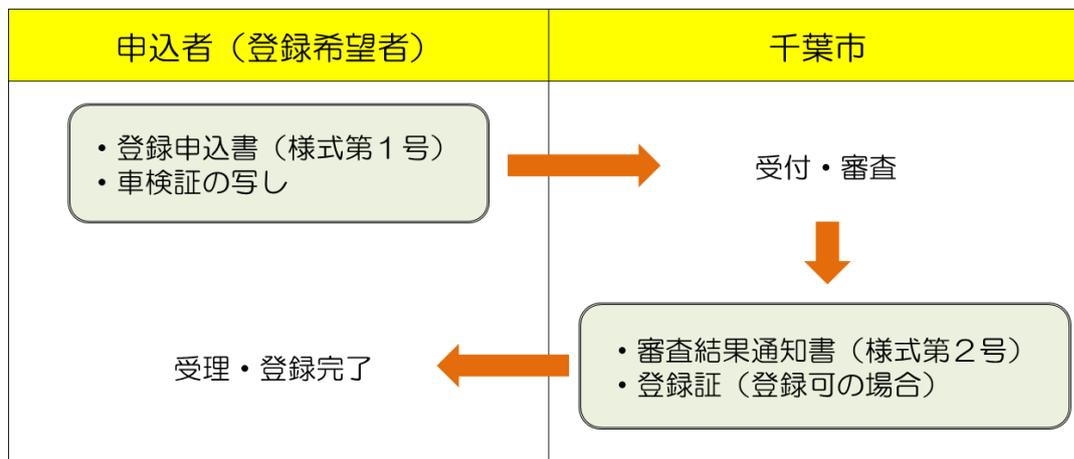
※自動車による事故は、登録者自身の負傷等のみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。（登録者が加入する自動車保険での対応をお願いします。）

・登録者の活動は無報酬とし、食費、旅費等の活動に要する費用は自己負担でお願いします。

・対象車両が市の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は滅失した場合は、市が損害を賠償します。

5 登録方法について

(1) 登録の流れ



(2) 必要書類

1	千葉市 EV サポーター制度登録申込書（様式第1号）
2	自動車検査証の写し ※給電活動への協力が可能な車両のもの

※必要書類については以下の URL よりダウンロードが可能です。

https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/datsutanso/ev_matching.html

(3) 提出方法

ア 持参・郵送

下記、「(4) 書類の提出・お問い合わせ先」に記載の部署まで提出をお願いします。

イ 電子申請

以下の URL 又は QR コードより、申込をお願いします。なお、電子申請で申し込みをする場合は、登録申込書の記入は不要です（システム上で申請に係る情報を入力していただくため）。

https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8729



(4) 書類の提出・お問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所新庁舎高層棟 7 階

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課 企画班

電話：043-245-5199

E-mail：datsutanso.ENP@city.chiba.lg.jp

6 登録内容の変更

登録申込書の記載内容に変更があった場合は、登録内容変更届出書（様式第3号）を提出してください。

なお、登録車両に変更があった場合は、変更後の対象車両の自動車検査証の写しの添付が必要です。

7 登録の解除について

登録要件を喪失した場合、又は登録の解除を申し出る場合は、登録解除申出書（様式第4号）を提出してください。

◆よくあるご質問

Q. 「千葉市 EV サポーター」はどんな活動を行うのですか？

A. 活動は大きく「災害時の給電活動」と「イベント活動」に分けられます。

○災害時の給電活動

災害等による大規模停電発生時などにおいて、市が指定した避難所等に対象車両にてご参集いただき、避難所等で電源を供給していただきます。

※まず、市が保有等する車両による給電活動を行います。車両が不足する場合に協力要請を行います。

○イベント活動

市が指定するイベント等において、イベント会場に対象車両にてご参集いただき、イベントに必要な電源を供給していただきます。(例：EV を電源として活用したイルミネーションの点灯など)

Q. 外部給電器を持っていないのですが、登録は可能ですか？

A. 外部給電器をお持ちでなくても、対象車両（FCV、EV、PHV）をお持ちであれば、登録は可能です。

なお、車両から電気を取り出す外部給電器については、必要に応じて市で用意いたします。

Q. 市から活動依頼を受けた場合は、必ず活動しなければなりませんか？

A. あくまでボランティア活動となりますので、活動への参加は義務ではありません。

特に「災害時の給電活動」の場合、ご自身やご家族の身体・財産の安全などを最優先に考慮してください。

その上で、給電活動が可能であると判断された場合のみ、活動へのご協力をお願いします。

Q. 活動が必要な場合は、市から連絡があるのですか？

A. 活動が必要な場合は、市から登録者に対し給電活動へのご協力について連絡させていただきます。

Q. 活動中に負傷した場合などの補償はどうなっていますか？

A. 市が加入するボランティア保険により、活動中（自宅からの移動を含む）の負傷などに対して補償します。

なお、当該保険の対象となるのは、市からの依頼に基づき活動に従事された場合に限りです。(補償内容については、◆制度内容の「4 補償・報酬について」もご参照ください。)

Q. EV サポーター制度の登録期間は、何年間ですか？

A. 登録期間は、登録車両の車検証の有効期間の満了する日までです。

車検証の有効期間の更新等の変更があった場合は、登録内容変更届出書に必要書類（変更の車検証等）を添付してご提出をお願いします。

Q. ハイブリッド車でも登録できますか？

A. 申し訳ありませんが、ハイブリッド車は登録できません。

登録可能な車両は、外部給電が可能な電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車です。

Q. EV サポーター制度に登録しないと、千葉市次世代自動車補助金（EV・PHV・FCV を購入した方向けの補助金）を受けられませんか？

A. EV サポーター制度に登録しなくても、千葉市次世代自動車補助金を受けることは可能です。

【書類の提出・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所本庁舎高層棟 7 階

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課 企画班

電話：043-245-5199 FAX：043-245-5557

E-mail：datsutanso.ENP@city.chiba.lg.jp